

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

2001.10.10 発行〈通巻第310号〉200円

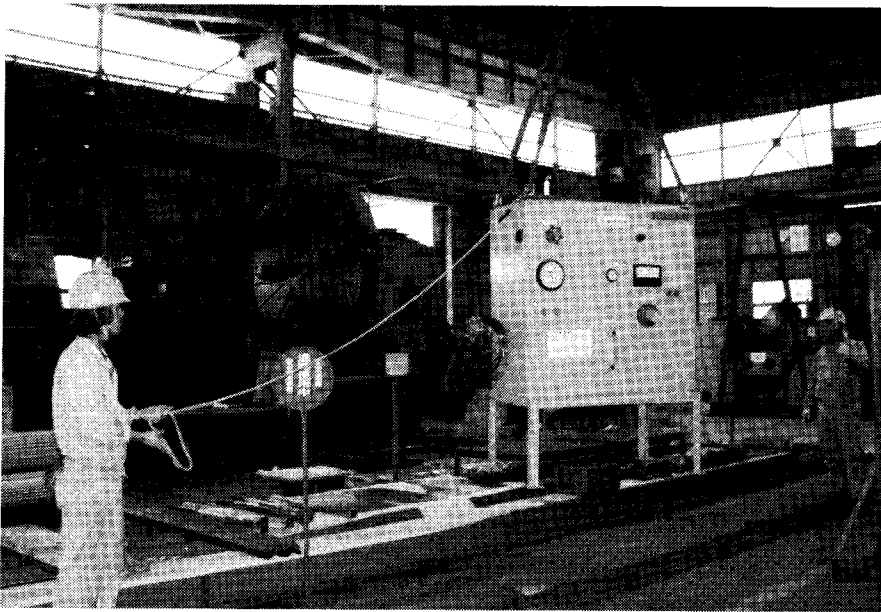
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ほんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail:koshe@osk2.3web.ne.jp



- 保育士のケイワン、腱鞘炎に公務災害認定…………… 2
- ILOの労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン
いよいよ発行…………… 6
- 職場改善事例しょうかいその15
JAM兵庫 木村化工機労働組合…………… 13
- ストップ・ザ・労災隠し ホットライン実施報告…………… 16
- 日本・ベトナム共同主催「参加型労働・生活改善」
スタディツアー参加者募集のお知らせ…………… 19
- 前線から(ニュース) …………… 21
目立つ建設会社側の不誠実な態度 ハツリ労働者の職業病認定から
大阪/連合のセイフティネット東京で開催 中小5カ年計画
で安全センターの発足を全国へ 大阪

9月の新聞記事から/19
表紙/オーライロープを利用してのクレーン作業
(職場改善事例紹介p13より)

'01 10

保育士のケイワン、腱鞘炎 に公務災害認定

摂津市職員労働組合

摂津市職員労働組合が取り組んでいた保育所保育士の「頸肩腕障害・左母指腱鞘炎」の公務災害申請について、地方公務員災害補償基金大阪府支部は8月23日付で公務災害と認定した。

保育職場は頸肩腕障害、腰痛の多発職場でそれだけに予防対策が重要であることはすでによく知られている。しかし、発生してしまった疾病を迅速に公務災害として認める体制が認定当局である地方公務員災害補償基金の側にないという立ち後れた状況がある。そのため、認定申請をしても時日を要するため、はじめから公災申請をあきらめ

てしまい、健康保険である地方公務員共済で治療を続けているケースが多い。

ただ、いつまでもこうした状況に甘んじていたのではいけないのではないかと。

この問題意識を明確にもってはじめてられたのが、今回の女性保育士Aさんについての摂津市職労の取り組みだったと思う。

認定闘争にとって一番のポイントは、本人のしっかりとした気持ちと意見書作成などを地道にやりとげる職場の仲間の熱意と根気だ。まず、その中心でがんばった中原さんの報告から。

認定の重みを大切に

中原とも子（摂津市職労 労働安全衛生対策委員）

報われた！

1998年11月30日に、保育士が上記についての認定請求を地方公務員災害補

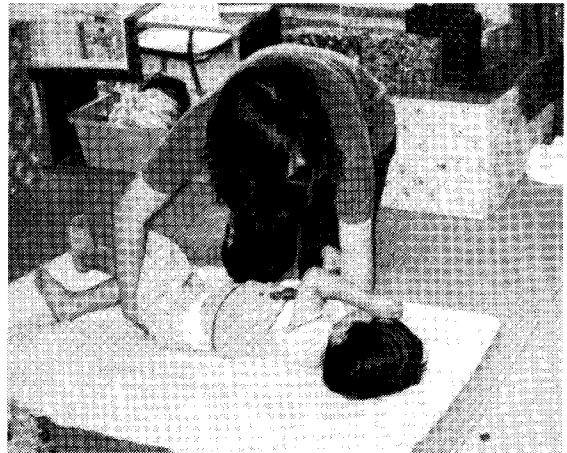
償基金にしました。2001年8月23日付をもって認定があり、発症から、3年以上の歳月がかかりましたが、この間、当事者の

痛みは心身ともに大変だったと思います。しかしながら、晴れて“認定”されたことで報われたと職場の仲間と共に喜んでるところです。

次に、経過と取り組みについてを簡単に報告したいと思います。

当局の無理解に苦慮

基金の認定判断に時間がかかり過ぎたことは、大いに不満ではありますが、協定書が活かされ、通院休暇(代替え要員)が保障されていたので、当事者者の症状も軽減してきていました。ところが、【(3)療養期間を3年とする】を根拠に、3年が経過したところで、当局が通院休暇を打ち切りました。「基金の判断に委ねる」といった責任放棄ともとれる当局の態度と、基金の認定判断に時間がかかりすぎたことに憤りを感じました。その後当局が、「灰色の部分の特休を」という考えを出してきたのは、通院休暇打ち切りから3ヶ月がたった頃でした。その矢先、基金からの認定報告が届きました。しかし、またここにきて当局は、協定書の療養期間の3年にこだわり「通院休暇は基金が療養打ち切りとした時点をもって打ち切る判断をする」といった考えを示し、通院休暇中の代替え要員については、明言を避けました。このことについて「灰色の時期に保障されていたことがはっきりしたにもかかわらず、保障されるべきことをしないということはおかしい」と詰め寄りました。9月末日ようやく、児童福祉課長より、「代替え要員を入れる用意をする」と聞いて、また一つの山を



越えた気がしました。

安易な打切りは許さない

しかし、まだ課題はあります。基金の判断(どの時点で治癒または症状固定とみなすかということ)とそれをうけての当局の判断や考え方です。基金はもちろん医師の聞き取りや診断書等で症状固定を判断するわけですが、基金の判断基準は独自の考え方である可能性が高いので、おそらく、当事者にとって本当に正しい判断にはならないと思われる。

そのことをふまえて、当局は使用者責任として、打ち切りばかりを考えないで、認定の重さをとらまえて、少しでも良い状態へ治癒するよう、当事者の身になって手を差し延べてほしいと思います。

最後になりますが、「頸肩腕障害と左母指腱鞘炎」の認定は大変難しいもので、認定がおりて「バンザイ!!」と言いたかったのですが、この調子では、今後も行方をねばり強く確かめていかなければならないと思います。

(公災認定を受けた保育士Aさんからのメッセージ)

誰もが持ちうる負担、職業病と認めて

2001年8月23日、約3年に渡る公務災害の認定請求に待ちに待った結果が出ました。「公務上の災害として認定する」という文章を目にした時は、信じられませんでした。

「頸肩腕障害」で認定がおけることの難しさは幾度となく話に聞いていたからです。この日を迎えることができたのも、職場の方々、組合の方々、そして何もわからない私に様々なアドバイスを下さった皆様のご協力のおかげだと感謝の気持ちでいっぱいです。

保育士という仕事を続ける上で、誰もが持ち得る身体への負担を、職業病としてできるだけ多くの方々への補償が認められることを願っています。

当たり前のことを当たり前のように

現場のことは現場

安全センターに相談があったのは公務災害認定申請がおこなわれてからだった。つまり、アドバイスを求められたのであって、「やるか」どうかを聞かれたのではなかった。

今思えばこのときすでに公務上外認定の帰趨は決していたと思う。「どう考えても公務災害」という現場の確信。これがあればまず大丈夫なのだ。

申請時や地公災基金の調査過程では、いろいろな書類の提出を求められる。また、「立証責任は請求人にある」とされているので、公務災害だという主張をこちらから積極的に行うことが重要になる。

頸肩腕障害の場合は常にそうであるが、発症、療養をめぐる一連のストーリーが

形成され、それを丁寧にたどることが原因立証の決め手だ。

Aさんの場合、97年4月から1歳児12名を3名の保育士で担当し、新たな「グループ保育」が導入された。「グループ保育」とは、この場合なら児童4名に対して保育士1名が責任をもって関わる形態で、より密接な関係の中で保育がおこなわれる反面どうしても保育士への肉体的精神的負担が多くなりがちだ。

やや手のかかる児童を受け持ったことも影響した。慢性的な疲労感、左手で抱きかかえながら右手で作業することになりがちなことからくる首から左上肢にわたるだるさは痛みへと発展していった。この年の12月の頸肩腕障害健診でB2(要作業軽減)と判定されたものの、対策実施のないまま、ま

た忙しくて精密健診にも行かれず、年度が
かわった5月ようやく受診してやっと治
療が開始された。幸い、新年度からは3歳児
の担当に変わっていたので前年度よりも負
担は軽減されていた。

ところが、こうしたストーリーを保育の
現場を知らない人(地公災基金)にわかるよ
うにまとめて整理し文書化するのには、困難
ではないが、かなり根気のいる作業となる。

労組では、中原さん、山内さん、委員長の
中橋さんら労安対策委員会のメンバーが中
心にこの作業を進めた。同僚保育士、看護婦
の証言が文書化された。日常的な作業負担
について詳細な報告書が作成され多数の写
真が添えられた。専従ではない方々が日常
業務と平行してすすめるのだからたいへん
なのだ。時間はかかったができあがりは今
後の取り組みのお手本になる出来映えだっ
た。現場でわかりやすい書類を毎日毎日書
いている方たちの技術に間違いはなかった。

府 庁へ

認定当局である地公災基金担当者への直
接の働きかけは重要な意味がある。担当者
へのプレッシャーという一種つかみどころ
のないものとは別に、どういう点を重視し
て審査しているのかを直接さぐることがで
きるこののが大きい。

頸肩腕障害などの上肢作業障害には認定
基準があり、これに基づいて審査作業が一
種マニュアル的に進められ、公務起因性を
判断するポイント(「過重性」「災害性」など、
認定基準については、本誌1997年2月

号参照)とのからみで、何を探そうとしてい
るのがある程度聞けるからだ。認定基準
は文書だが、それを運用している担当者の
観点が一定把握できる。これが立証書類づ
くりにも役に立つ。

そのため、労安対策委員会メンバーの何
名かが地公災基金大阪府支部がある大阪府
庁に乗り込み、ここに安全センターも同行
した。地下の暗い会議室での面談だった。そ
の後、労組担当者が何度も地公災基金担当
者とやりとりしたことは認定審査によい影
響を与えただろう。

使用者としての責任

認定申請書には任命権者の意見を書く欄
がある。本件では「判断しがたい案件ですの
で地方公務員災害補償基金の判断に委ねる」
と摂津市長名で記載されていた。ここに書
く内容は公務上外判断を左右はしないが、
発生に対する責任、裏を返せば予防対策を
実施する責任という意味では、本来主体性
が問われるところだ。

今回の認定は、公災発生への使用者責任
を改めて明確にした。中原さんの報告にあ
るように症状固定云々といった対応はあま
りに低次元に過ぎる。当局には現場の声を
尊重した安全衛生対策を積極的に実施する
ことこそが求められている。

(事務局)

ILOの労働安全衛生 マネジメントシステムガイドライン いよいよ発行

参加型労働安全衛生活動の道筋示す

ILOの「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」(ILO Guidelines on Occupational Safety and Health Management Systems)が確定し、いよいよ国際的な参加型労働安全衛生活動の道筋が顕わになってきた。世界労働機関(ILO)は、今年4月19～27日、ジュネーブで政労使三者を代表する専門家21名による会合でまとめられた最終案を、6月22日のILO理事会で承認した。

4月の専門家による会合は、政労使3者それぞれ7人が招聘され、最終的な詰めの議論がたたかわされ、成案が確定したという。「専門家会合の報告」(ILOのホームページに掲載されており、全国労働安全衛生センター連絡会議の「安全センター情報」10月号に全文の邦訳が掲載されている。)によれば、政府を代表する専門家7名はブラジル、ドイツ、ギニア、日本、メキシコ、ニュージーランド、ポーランドの各政府に

指名され、労使各7名はそれぞれのグループの推薦により指名されたという。なお、使用者グループ推薦の代表には日本からの専門家が含まれている。

さて、ISOによる品質、環境の国際標準とその認証が、日本の各企業が先を争って取り入れられたこれまでの国際規格とくらべ、第三のISOによるマネジメントシステムと当初盛んに騒がれたOHS-MS(今回のILOガイドラインでは「OSH-MS」となっている。)は、その後ISOでの策定が否決されてILOにその舞台が移ったことに象徴されるように、その性格は随分変化したものとなっている。ガイドラインは、まず前文で「法的な拘束力を持つものではなく、国の法令や基準に置き換えることを意図したものでもない。さらに、その適用において、認証を求めるものでもない」とその性格を明らかにし、認証に比重が置かれてしまうような基準とは一線を画すものとなっている。

厚生労働省指針の見直しは？

厚生労働省では、このILOガイドラインについて7月3日付けで安全衛生部計画課国際室長名の事務連絡で、「マネジメントシステムの一層の普及・定着の一助とされたい」としている。この事務連絡では「その策定に当たっては、当省から担当官が専門家会合へ参加し、また厚生労働省指針も参考とされたところである。そのため、厚生労働省指針は、ILOガイドラインに合致したものとなっている」としている。そして、一昨年の4月30日に策定された「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」の条文との対照表を添付し、いかに合致しているかを示している。したがって厚生労働省のやってきたマネジメントシステムをそのままドンドン進めていこうという立場となっている。

しかし、今回のILOガイドラインを読んでもみると、必ずしも厚生労働省指針で万全とは言いがたい面があるようだ。そしてそれは日本の職場における労働安全衛生活動の問題点に関わっているようにも考えられる。

ILOガイドラインの全文は、改めて本誌に掲載することとするが、ここでは二つの問題点について見てみることにする。

労働者の参加の意味

事務連絡の別添2「ILOガイドラインと厚生労働省指針との関係(事業場部分)」

で、ILOガイドラインの「3.2 労働者の参加」は、厚生労働省指針の「第9条(労働者の意見の反映)、第10条(安全衛生計画の実施及び運用等)第3項」が対応するとされている。

ILOガイドラインの記載は次のとおり。

3.2 労働者の参加

3.2.1 労働者の参加は、事業場におけるOSHMSの本質的な要素であること。

3.2.2 使用者は、作業に関連するOSHのすべての側面(緊急事態への対応の仕組みを含む。)について労働者及び安全衛生に関する労働者代表が意見を聴かれ、情報を与えられ、訓練を受けることを確保すること。

3.2.3 使用者は、労働者及び安全衛生に関する労働者代表がOSHMSの組織化、計画の作成及びその実施、評価並びに改善措置の過程に積極的に参加するための時間及び経営資源を保有するような仕組みをつくること。

3.2.4 使用者は、適当な時は、国内法令及び国内慣行に従って安全衛生委員会を設立すること、これを有効に機能させること及び安全衛生に関する労働者代表を承認することを確保すること。

これに対応する厚生労働省指針は次のとおり。

第9条(労働者の意見の反映) 事業者は、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生委員会の活用等勞

働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

第10条（安全衛生計画の実施及び運用等）
第3項 前条の規定は、安全衛生計画の実施及び運用について準用する。

厚生労働省は、安全衛生委員会等を通じて意見を反映することで労働者の参加の項を満たしていると考えているようだが、ILOガイドラインは「積極的に参加するための時間及び経営資源を保有するような仕組み」(3.2.3)を求めている。専門家会合の報告書でもこの部分に関わる議論があり、結論は次のようなものだ。

「27 会合は、事業場レベルにおけるOSHマネジメントシステムの効果的な計画および実行にとって、労働者の参加が必須であることを確認した。労働者および労働者代表は、労働に関連するOSHのすべての側面に関して、協議を受け、知らされ、教育訓練を与えられるべきである。労働者および労働者代表が、OSHマネジメントシステムのすべての側面において、積極的に参加するための時間と情報資源を持てるような仕組みがつくられなければならない。」

もっとも安全衛生委員会や労働者安全衛生代表のための仕組みについては、「国の法律および慣行に従うべきであることで一致した」とされるが、いかにも厚生労働省指針では「労働者の参加」その具体的保証がなく、気後れ気味に見える。

請負事業者の扱い

アウトソーシングが多用される現在を改めて強調するまでもなく、構内下請で働く労働者をはじめ正規社員ではない働き方をする多用な雇用形態の労働者について、労働安全衛生対策としてどのような対策を講じるのか、いつも問題になるところだ。労働安全衛生法の規定では、元請事業者と請負事業者の責任について罰則規定なしで触れている条文がある程度で、下請労働者の安全衛生に関わる条件は、正社員より劣るのが普通であるようにさえ見えるのが現状である。

専門家会合では、同じ事業場で働く請負事業者の労働者等の扱いについて議論され、調達と共に請負契約に関する節を新たに設けるという結論に達している。

「40 会合は、請負事業者のためのOSHの仕組みを強調することに同意し、調達の問題と分けて請負契約に関する節を創設することを決定した。労働者代表専門家は、事業場に適用されるOSH要求事項が請負事業者にも適用されてしかるべきであると主張した。しかし、使用者代表専門家は、請負事業者のOSH基準の方が高かったり、異なってはいるが同じレベルの保護を実現しているといった場合もあると説明した。このことに留意して、会合は、「事業場のOSH基準または少なくとも同等の基準が適用されることを保証」する用語を使うことによって、柔軟性を認めることに同意した。請負事業者を評価、選択する手順のためのO

SH基準を策定することが、必須の手順である。事業場と請負事業者の間の有効な疎通および協調が重要であるとされた。」

この結論によりILOガイドラインでは、「3.10 危険有害要因の除去」において、次のように記されている。

3.10.5 契約

3.10.5.1 事業場の安全衛生の要求事項又は少なくともこれと同等のものが請負事業者及びその労働者に適用されることを確保するために、仕組みが定められ、維持されること。

3.10.5.2 現場で作業する請負事業者についての仕組みが次のように定められること。

(a) 請負事業者を評価し、選定するためのOSHに関する基準を含んでいること。

(b) 作業を開始するに当たり事業場と請負事業者の適切なレベル間のコミュニケーション及び協力関係を構築すること。これには、危険有害要因を通知するための項目及び危険有害要因についての防止対策及び管理対策が含まれること。

(c) 請負事業者の労働者がその事業場で作業中にこうむる作業に関連した負傷、不健康、職業性疾病及び事故の報告の仕組みを含めること。

(d) 作業を開始するに当たり、また、必要であれば、作業の進行に合わせて、請負事業者の労働者に作業現場の安全衛生に関する危険有害要因についての適切な意識及び教育・訓練を提

供すること。

(e) 現場での請負事業者の活動におけるOSHの実施状況を定期的に調査すること。

(f) 現場のOSHの手順及び仕組みが請負事業者によって守られることを確保すること。

厚生労働省指針で請負事業者について触れられた条文は、わずかに「体制の整備」について定めた第11条の第1号だけである。第11条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、及び運用する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

一 システム各級管理者（事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。）の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者、関係請負人その他の関係者に周知させること。

そして解説では、第11条第4号の教育に触れた部分で、「事業者は、その関係請負人が労働者に対しシステムに関する教育を行う場合は、指導及び援助を行うことが望ましいこと」という下りが出てくるのみである。

労働安全衛生マネジメントシステムを進めるに当たって、下請事業者が少なくとも同等でなければならないことを厚生労働省

指針は、ほとんど抜かしてしまっていると
いっても過言ではないであろう。

リスクアセスメントの重視

そもそも厚生労働省指針では、労働安全衛生マネジメントシステムとは切っても切れない関係のはずのリスクアセスメントについては、まったく触れられていないという問題があった。ILOガイドラインは、リスクアセスメントを用語として定義、随所に使用している。厚生労働省では、去る6月に出された「機械の包括的な安全基準に関する指針」でそれをカバーする形をとっていると見ることもできるが、マネジメント

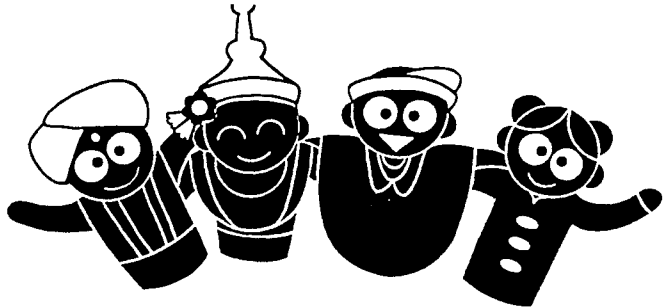
システムの指針自体に明確な位置付けがないのは大いに問題といえよう。

さてILOガイドラインは、まだ厚生労働省による翻訳が関係者等に配布されたに過ぎないが、まもなく英語版が出版されるとともに、日本語版も近々発行される予定である。本誌ではとりあえず、次号以降に全文を紹介する予定である。また、ガイドラインの背景と趣旨を理解する上で、4月の専門家会合報告書は大いに参考となるものであり、併読されることもお勧めしたい。(全国労働安全衛生センター連絡会議発行「安全センター情報」10月号に掲載)

差別なく共に生きるための異文化交流 マイ・マイ・フェスティバル 2001

世界の音楽・ダンス・料理・民芸品

11/18 (sun)
11:00-16:00



大阪府同和地区総合福祉センター

呼びかけ：RINK

主催：マイ・マイ・フェスティバル実行委員会(Tel:06-6910-7103)

事務連絡
平成13年7月3日

都道府県労働局
安全衛生主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計画課 国際室長

ILOの労働安全衛生マネジメントシステムに係るガイドラインについて

標記については、ILO(国際労働機関)において我が国の積極的な関与の下で、労働安全衛生マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。)に係るガイドライン(以下「ILOガイドライン」という。)の策定が進められてきたところであるが、ILO専門家会合で取りまとめられたILOガイドラインが、6月22日のILOの理事会において承認されたところである。

我が国におけるマネジメントシステムについては、既に労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(平成11年労働省告示第53号。以下「厚生労働省指針」という。)を公表し、平成11年4月30日付け基発第293号通達により、その周知を図るとともに、適切な運用を指導しているところである。

上記のとおりマネジメントシステムに関する国際的な基準が策定されるに至ったところであるが、その策定に当たっては、当省から担当官が専門家会合へ参加し、また厚生労働省指針も参考とされたところである。そのため、厚生労働省指針は、ILOガイドラインに合致したものとなっていることから、下記について御了知の上、ILOガイドラインが策定されたことを各事業場に

におけるマネジメントシステムの一層の普及・定着の一助とされたい。

- 1 ILOガイドラインは、ILO加盟各国がマネジメントシステムの枠組みや基準を策定する上での手引となる文書と位置付けられるものであること。
- 2 ILOガイドラインは、「序文」、「1 目的」、「2 国のマネジメントシステムの枠組み」、「3 事業場におけるマネジメントシステム」、「用語集」及び「参考書目録」で構成されており、その概要は別添1のとおりであること。
- 3 ILOガイドラインにおいては、「2.3 業種別・規模別ガイドライン」にあるとおり、業種・規模等を考慮しながら事業場や事業場集団の実情や必要性を反映するように、事業場集団等において任意にガイドラインを策定することができるとされていること。
- 4 ILOガイドラインの「3 事業場におけるマネジメントシステム」と厚生労働省指針との関係は、別添2のとおりであること。

(別添1、別添2は次ページ)

別添 1

ILOガイドラインの概要

- 1 目的
 - 1.1 本ガイドラインが目指しているもの
 - 1.2 国レベルでの本ガイドラインの目的
 - 1.3 事業場レベルでの本ガイドラインの目的
- 2 国のマネジメントシステムの種類
 - 2.1 国の方針
 - 2.2 国のガイドライン
 - 2.3 業種別・規模別ガイドライン
- 3 事業場におけるマネジメントシステム
 - 3.1 安全衛生方針
 - 3.2 労働者の参加
 - 3.3 責任と説明責任
 - 3.4 能力及び教育・訓練
 - 3.5 マネジメントシステム文書類
 - 3.6 コミュニケーション
 - 3.7 初期調査
 - 3.8 安全衛生計画の作成とその実施
 - 3.9 安全衛生目標
 - 3.10 危険有害要因の除去
 - 3.11 実施状況の調査及び測定
 - 3.12 作業関連の負傷、不健康、疾病及び事故並びに安全衛生の実施状況に及ぼす影響についての調査
 - 3.13 監査
 - 3.14 マネジメントレビュー
 - 3.15 防止及び是正措置
 - 3.16 継続的な改善

用語集

参考書目録

別添 2

ILOガイドラインと厚生労働省指針との関係(事業場部分)

ILOガイドライン	厚生労働省指針
3.1 安全衛生方針	第5条 (安全衛生方針の表明)
3.2 労働者の参加	第9条 (労働者の意見の反映) 第10条 (安全衛生計画の実施及び運用等)第3項
3.3 責任と説明責任	第1条 (目的)
3.4 能力及び教育・訓練	第11条 (体制の整備)
3.5 マネジメントシステム文書類	第12条 (文書) 第16条 (記録)
3.6 コミュニケーション	第10条 (安全衛生計画の実施及び運用等)第2項
3.7 初期調査	第6条 (危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定)
3.8 安全衛生計画の作成とその実施	第8条 (安全衛生計画の作成) 第10条 (安全衛生計画の実施及び運用等)第1項
3.9 安全衛生目標	第7条 (安全衛生目標の設定)
3.10 危険有害要因の除去	第6条 (危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定) 第10条 (安全衛生計画の実施及び運用等)第4項 第13条 (緊急事態への対応)等
3.11 実施状況の調査及び測定	第14条 (日常的な点検、改善等)第1項
3.12 負傷、疾病等の調査	第14条 (日常的な点検、改善等)第2項
3.13 監査	第15条 (システム監査)
3.14 マネジメントレビュー	第17条 (労働安全衛生マネジメントシステムの見直し)
3.15 防止及び是正措置	第14条 (日常的な点検、改善等)
3.16 継続的な改善	第1条 (目的)

職場改善事例しようかい その15

JAM兵庫 木村化工機労働組合

今回はJAM兵庫木村化工機労働組合を訪問しました。

木村化工機は化学プラントや原子力施設の塔・槽類や熱交換器、様々な研究施設の設備機器などを製造しており、製品は一品一様の特注品がほとんどで、設計、試作品のテスト、製造、組み立てとたくさんの工程が構内で行われます。

その尼崎工場での改善事例を紹介します。

○クレーン作業での改善

クレーンでの作業時に吊荷が揺れるのを手で抑えてしまうことがあるが、吊荷による挟まれ事故の原因となる。そこで、吊荷のそばで直接手を触

れないように「オーライロープ」を使用、しかもすぐ使えるようにペンダントのそばにフックを設け、ロープを常備しておくようにした(写真1)。

「オーライロープ」は、ロープの先端にカラビナを取り付けたもので、写真2のように揺れ止めとして使用する。これで吊荷との距離を十分に取ることができる。

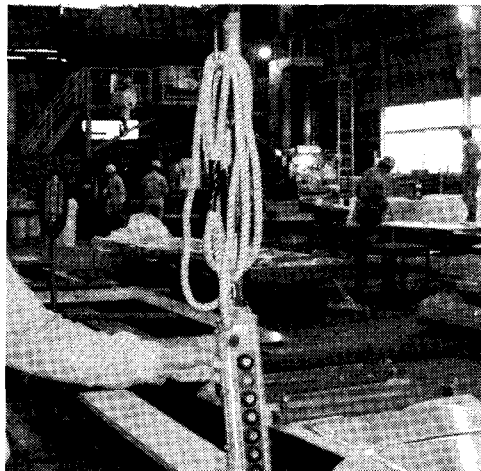


写真1

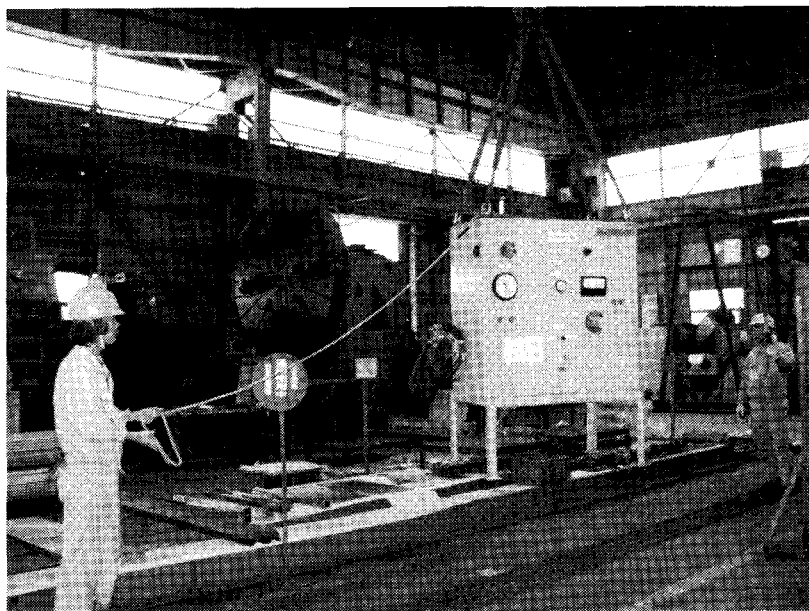


写真2

次もクレーン作業での改善事例。

治具のハッカーを使った作業での吊荷の落下防止策として、ハッカーに独自に工夫した「押さえ具」を取り付けた(写真3)。大工道具の万力のねじ部分を使用し、さらにスピードバイスの流用で取り付けもすばやくできるようになっている。写真4のように板を固定し、吊荷を移動させる(写真5)。

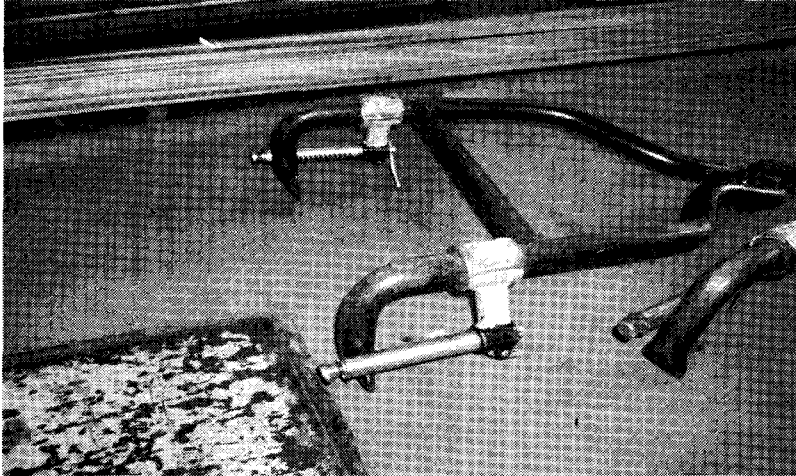


写真3 ハッカーに取り付けた押さえ具

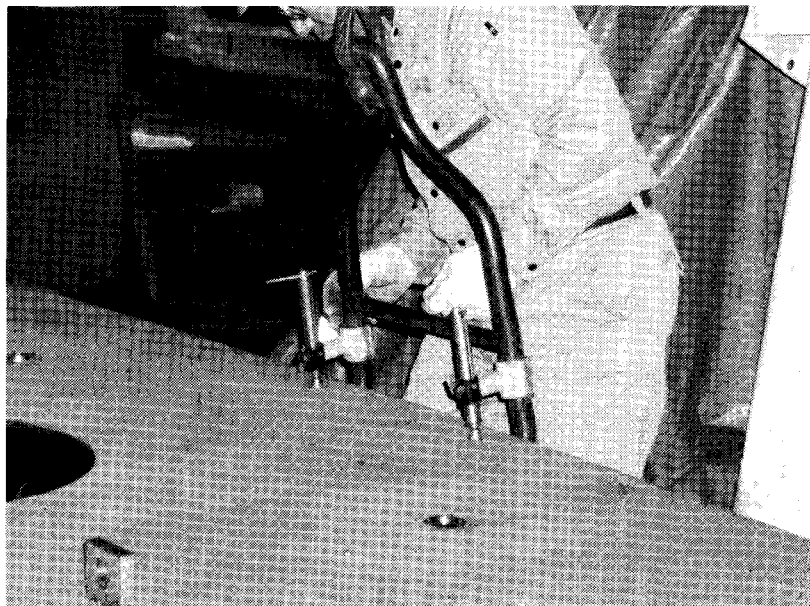


写真4 吊荷の板はねじとハッカーの間にしっかり挟みこまれる

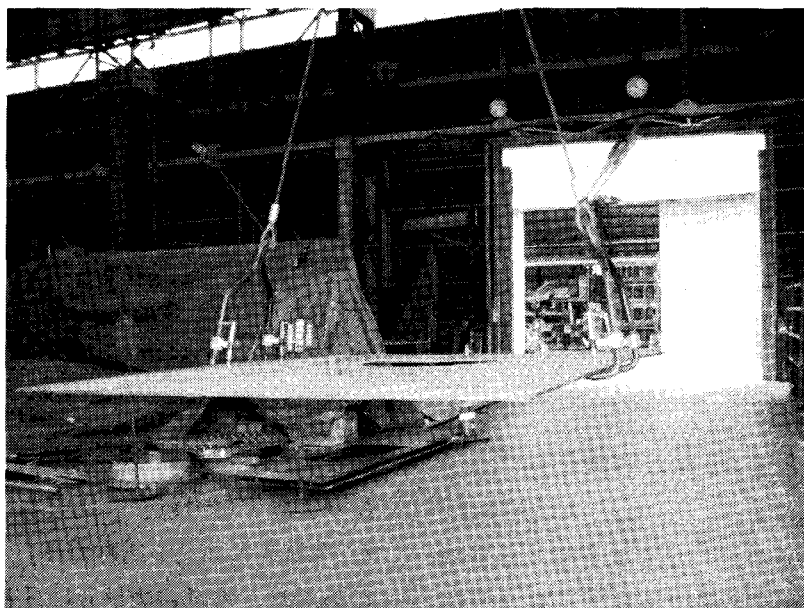


写真5

○巻き込まれ防止

製缶で使用する大型ベンディングローラー、幅4M、厚さ50mmまでの板を加工することができる。作動レバーがONで作動、OFFで停止であったのを、手でレバーを抑えたままにしなければさとうしないように改善、手を離すとOFF位置に戻り、ローラーが停止する。作動中は、ローラーに近づくことはできないし、また、別の作業者にトラブルがあった場合でも、手を離してすぐに停止させることができる。

心とからだに優しい パソコン活用ガイド

チェックポイント 35

疲れ目、肩こり、腰痛、ストレスを追放!

安全で健康にコンピューターを使いこなすための

情報や工夫・知恵を満載

[著者]

酒井一博

(財)労働科学研究所副所長

[漫画] さとうしんまる

[発行] 全国労働安全衛生センター連絡会議

A5版・約130頁

[定価] 1,500円

[安全センター特価]1,200円(送料別)

[注文先]

関西労働者安全センター

〒540 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

ストップ・ザ・労災隠し ホットライン実施報告



全国209件、大阪29件

全国安全センターとこれに参加する各地方安全センター等が、10月1～3日に行った全国一斉電話相談には昨年並み件数の相談が寄せられた(表1)。今年は、19団体が参加(昨年16団体)、フリーダイヤル0120-631793(ローサイナクソー)を設置し各団体が分担する形で全国からの電話を受け付けた。

改めて労災・職業病隠しや未救済の実態が広く存在していること、安全衛生等の対策面でも多くの課題があることを実感した。各センターは受け付けた相談のフォローに早速動き出した。今回の実施結果は行政交渉など今後の運動に生かしていくことになっている。

ハイジャック・テロ事件以降マスコミ等の協力がどの程度えられるか心配だったが、朝日、読売新聞には告知記事、毎日新聞には一般記事として掲載していただけた。大阪では一日目に朝日放送TVの取材があり、放送後は立て続けに電話がかかった。地方センターがない道県についても東京、神奈

川と協力してマスコミ対策を行った結果、山梨や福島の地方紙にも掲載された。大阪にも、北日本新聞をみたという富山からの相談があった。電話の発信元は北海道から種子島・屋久島に及んだ。電子メールによる相談もあった。

以下、相談事例を紹介。(■当センター、□他地域)

労災隠し

「おまえの不注意だからと言って労災を使わない」、「休業補償だけを請求しない」、「バイトに労災なしは当然」などいろいろな労災隠しパターンがみられ、労災隠しが当たり前にまかり通っていることがわかる。

■ ガラス工場で、窓を閉めようとして胸を打って骨にヒビ、その後膝もケガ、労災ではなく自宅でケガをしたことにしてくれといわれ文書を書かされた。他にもそういう人がいる。

■ 会社で転倒、1ヶ月入院、通院休業中。治療は労災になっているが、休業補償をもらっていない。パートで1時から5時。ほかに、全

表1 各実施団体への相談件数一覧 (2001年10月1~2日)

地域	件数	実施団体
	10	全国安全センター事務局 (主にEmail)
東京	31	東京労働安全衛生センター
東京	9	三多摩労災職業病センター (10/2-3)
神奈川	9	神奈川労災職業病センター
新潟	5	新潟県安全衛生センター
愛知	27	名古屋労災職業病研究会
三重	2	三重安全センター準備会 (10/2-3)
京都	3	京都労働安全衛生連絡会議 (10/1)
大阪	29	関西労働者安全センター
兵庫	7	尼崎労働者安全センター (10/6-7) *
兵庫	9	ひょうご労働安全衛生センター
広島	15	広島県労働安全衛生センター
鳥取	1	鳥取県労働安全衛生センター (10/1-2)
愛媛	11	愛媛労働安全衛生センター
愛媛	4	えひめ社会文化会館労災職業病相談室*
高知	0	高知県労働安全衛生センター (10/1) *
熊本	7	熊本県労働安全衛生センター (10/1, 3)
大分	15	大分県勤労者安全衛生センター
宮崎	2	旧松尾鉱山被害者の会
鹿児島	13	鹿児島県労働安全衛生センター準備会 (10/2-3)
合計	209	

*独自の電話番号で対応

治2ヶ月で治療費だけですまされている人がいる。

■ 会場設営の現場でけが。設営は業者に発注してやっていたが急遽変更があったので自らも作業を手伝ったときにけがをした。使用者は「こんなけがをしたら本来はあんたを糾弾しなければいけないところだが今回は大目にする」といわれ労災扱いされていない。休業はないが、治療費は全額会社が持っている。

■ すしの宅配のアルバイト (バイク) で配達中に事故、休業。まだ通院中。仕事は「内勤は必要ない」と言われて自分からやめた。労災保険は適用されるか。

□ 小学校のトイレ改修工事中に、友人が壁の下敷きになって負傷。救急車は呼ばず、所長の車で病院に搬送し、自費診療扱いにされている。本人の代理人として直接の雇用

主と申請会社に労災にしてほしいと頼んだが、脅迫だと言われて拒否され、雇用主から本人のところに恫喝の電話が入った。

□ 郵便局のユーメイトの配達の仕事に、バイクが転倒して右肩腱枝断裂。数日出勤したが、検査の結果断裂がわかり、入院して、現在自宅療養中。郵便局には、仕事中のけがであると言ったが、何の対応もしてくれない。

□ ぎっくり腰で休んだ。勤務先の病院で治療したため治療費は全額出してもらったが、休業中の賃金は支払われなかった。腰痛で勤務できないため、仕事は辞めてしまったが、休業補償は請求できないか。



脳・心臓疾患、ストレス、腰痛・頸肩腕障害、じん肺・アスベスト被害など

さまざまな作業関連疾患の相談も多かった。救済だけではなく、予防対策が強く求められている。

□ 百貨店勤務、昨年、倒産退職。中古車販売会社に就職でき、3か月の試用期間を、正規雇用されるためにと休日も出勤してがんばったが、2か月経たないうちに突然発熱し、3日間意識不明の昏睡状態に陥った。自律神経失調症と診断され、3か月以上寝たきり状態で、周期的に発熱する。会社は、定休日を週1日設けるようになった。

□ 知的障害者更正施設に就職。夏から「自律神経失調症」の診断で休職中。寝ていても仕事のことが気になり、夢にまで出てくる(身体の大きい入所者に突き飛ばされたりとか怖い思いをしたことがあるとのこと)、出勤前におう吐したりしたが、出勤すれば普通に仕事できていたので周りが気付かない。

□ 残業が月100時間をこえ、うつ病を発症し、退職した。現在、労災申請中。

■ 35年間はずり作業に従事。咳と胆がはげしく、夜間に救急車で運ばれたことも何度か。じん肺管理区分申請もしたことがない。

■ 以前に肋膜炎で入院したときはじめてじん肺とわかった。20代でトンネル工事で7年間、その後も粉塵のある職場で働いたが、これまで管理区分決定を受けていない。

□ 大工として40年働いた。中皮腫を発症し、これまで入院を繰り返している。(※ア

スベスト曝露によると考えられる)

□ 20年以上、溶接、グラインダー作業に従事。せきやたんで困っている。じん肺の認定が受けられないか。

□ ハツリ作業に長期間従事。近医でじん肺と言われた。労災申請したいが会社の名前は出しにくい。(事務局)

2001/9/26 毎日(朝)

「労災隠し」急増

仕事上のけがや病気に
対して労働者には本来、
労災保険が適用される。
治療費の自己負担がな
く、厚い休業補償などが
されるのに、その発生が

送検件数
10年で3倍

1日からホットライン開設

隠される「労災隠し」の
送検件数がこの10年間で
3倍に増えている。この

0120・691793
災害は昨年、「労災隠し」

「ローサイナクソー」
を開設する。

91件を摘発。しかし、労
災では使えない健康保険
の不正使用が年間約6万
件のぼるため、摘発は
水山の一角とみられる。

・97657大阪06・
6943・1527。
事前や事後の問い合わせ
は、東京03・36883

日本・ベトナム共同主催による 第2回「参加型労働・生活改善」スタディツアー 参加者募集のお知らせ

運営委員会代表 平野 敏夫 (NPO法人東京労働安全衛生センター)
アドバイザー 川上 剛 (ILOアジア太平洋総局)
 小木 和孝 (財団法人 労働科学研究所)
 T. T. Khai (ベトナムカント省労働衛生環境センター 所長)
後 援 財団法人 労働科学研究所

国際協力・国際保健に関心のある皆さん

21世紀の国際協力と国際保健のキーワード＝「参加型労働・生活改善活動」をメコンデルタ地帯でベトナム人学生たちいっしょに学びませんか！

現在さまざまな参加型理論があります。ひとによってことばの使い方もまちまちです。

メコンデルタ地帯で大きな成功を収めている参加型手法は、PRAやPLAと呼ばれる専門的な手法とはやや趣を異にします。地元の改善事例に学ぶ。経験を交流する。自分で改善提案を立案し皆で評価していく。そして改善を継続させ発展させるという民衆の自発性に基づく参加型活動です。

このトレーニングはベトナムカント省労働衛生環境センター (ECHO) が企画し、すべてベトナム人学生らとの共同作業で行ないます。第一部は、WISE (Work Improvement in small Enterprises : 小規模工場での参加型労働安全衛生改善トレーニング) です。工場訪問・チェックリスト実習・そして現場にあるよい改善事例に着目しながら働きやすい職場作りのための改善提案をグループワークを通じて体験します。

後半のプログラムでは、両国の参加者が農民のファシリテーター (助言者) となりWINDトレーニング (Work Improvement in Neighborhood Development 農村労働生活改善プログラム) を企画します。メコンデルタの農村で、地元の農民たちと一緒に生き生きと労働・生活改善案を作り上げていくプロセスはとても感動的です。

このようなベトナム人との共同体験を通じ、私たちは「草の根国際協力」とは何かを学びたいとも考えています。これまでの日本の「国際援助」にときとして批判の目が向けられました。それは「援助」という一方的なモノと金の流れのなかに「学びあう視点」が足りなかったからではないでしょうか。このスタディ・ツアーのなかで体験するベトナム人との「参加型手法の学びあい」は、民衆との実践的かつ継続的な国際協力活動に貴重な視座を与えてくれるで

しょう。

メコンデルタの熱い風を肌で感じてみませんか？ 皆様のご応募を心からお待ちしています。

【研修の目的】

1. ベトナムメコンデルタ地帯の参加型労働生活改善トレーニングから学ぶ。
2. 日本とベトナム参加者の考えや経験の交流をはかる。
3. 日本でも参加型活動を取り入れ発展させる。

【研修期間】

2002年3月23日(土)～3月31日(日) 8泊9日

23日午後4時タンソンニャット空港集合、31日現地解散

【受入先・場所】

受入先: The Center for Occupational Health and Environment (ECHO),
Cantho, Vietnam

場 所: Vietnam Cantho省, Cantho市とその周辺郡の農村地帯

【対象者】

国際協力・国際保健に興味があり、ベトナムメコンデルタ地帯の参加型労働・生活改善トレーニングを積極的に学びたいと考えている人

【募集人員】

15名(定員になり次第締め切ります。募集期限は12月いっぱいとしします)

【参加費用】

800USドル(往復航空券, VISA, パスポート申請料金, 災害保険料は含まれません。参加費用に含まれるものは, 宿泊費, 一日三食の食事, 現地での交通手段, 会議研修費です。ECHOの事業資金援助のためのカンパを含みます)

【参加条件】

参加者は中学卒業程度の英会話を話せることが条件です。

経験ある運営委員会スタッフ及び現地スタッフが研修につきそい、参加者の安全を確保し突発的な事故・災害予防に努力しますが、海外滞在中の責任は自分自身で負うことが条件です。

@資料請求、お問い合わせは以下までお願いします

メコンデルタの参加型労働・生活改善活動に学ぶスタディツアー運営委員会

東京都江東区亀戸7-10-1 NPO法人東京労働安全衛生センター内

TEL: 03-3683-9765 ファックス: 03-3683-9766

email: etoshc@jca.apc.org

担 当: 飯田, 仲尾

前線から

目立つ建設会社側の 不誠実な態度

ハツリ労働者の職業病認定から

大阪

Aさんは30年近くハツリ作業に従事し、初めての管理区分決定を今年受け、管理3口と判断され、続発性気管支炎を合併していたので労災請求を行うため、最終粉塵作業をおこなったときの親方のところに話に赴いた。しかし、請求には全く非協力的な態度をとられたため、やむを得ず、現場ゼネコンである村本建設（本社奈良市）に連絡して証明を要請した。ところが、ゼネコンは当日の現場の記録には別人の名前が書かれていることを盾に証明を拒否してきた。

これは村本建設の下請である高内建設が作成したもので本人の署名もない代物であった。就労時日は明確だったので、事業主証明なしでさっさと労災請求を行

い、管轄の葛城労基署も受理した。Aさんがその現場に就労したことは同僚や関係者の証言からも明らかであるにもかかわらず拒否の態度をとりつづけたため、労基署がゼネコンを説得するという展開になったが、これに手間取り支給決定が大幅に遅れてしまった。

Bさんの場合は、最終粉塵職場は鹿島道路のマンション建設現場であった。この日1日だけの就労であったが、事業主証明はすんなりおこなってきた。支給決定も比較的スムーズに行われた。ところが、Bさんは難聴を発症していたので、後日、この件で障害補償請求用紙に証明を依頼したところ、鹿島道路担当者

から開口一番「1日しかきていないのに、えらい迷惑やった」と言われたのには驚いた。その後、別の方の件でBさんの親方に会ったとき「鹿島から、なんでじん肺とわかっている人間を入れたんだ、とえらい言われた」と愚痴られたので、鹿島道路がつまらぬ圧力をかけていたことを知ることになった。

Cさんは、じん肺は比較的軽症だったが、振動病が治療が必要な状態にまで悪化していた。指が白くなる「レイノー現象」が頻発、コンプレッサーの排気熱で手を暖めながら作業することもあるというので診療所に受診、主治医初診時からレイノーを確認し治療に入った。精密検査は検査施設の都合で1ヶ月程度遅れたが、この検査結果を含む診断所見書を添えて労災請求することになった。初診時が症状確認日になることから直近の振動作業職場における労災保険を適用することになるので、当該の親方を訪ねたところ、証明を拒否してきた。診断所見書の検査日だと言い張るの

だ。結果は、初診からの休業、療養補償請求が認められたのだが、いまだに、親方とゼネコンは事業主証明を拒否しているという。

そのほかにも、最終職場のゼネコンはどこかを聞くために本人と一緒に訪ねた

ら「その会社の現場では2回も労災事故を起こして、前科2犯だからゼネコンもよくおぼえているだろう」とひどい言葉をぶつけてくる親方もいた。

ゼネコンの労災被災者に対する態度は酷いものがある。

る。親方衆もその影響を受けている。労災被災者への偏見、自分たちが被害の責任を負っていることへの無自覚、これをなんとか変えていきたいし、そうしなければならぬと思う。

連合のセーフティネット 東京で開催 中小5カ年計画で安全センターの 発足を全国に

大阪

連合セーフティネットワーク集会在10月16～17日に東京で開催された。また、これに先立ち9月18～19日に連合近畿セーフティネットワーク集會も京都市で開催された。

連合は中小事業場の労働安全衛生対策5カ年計画を策定し、3年目を迎える。この間、各地域ブロックごとの集會開催をはじめ、各地域連合での情報集積基地としての安全センター作りをその課題としてきた。その一つとして連合大阪が「連合近畿労働安全衛生センター」を発足させたの

は、本誌前号で報告した。

連合セーフティネットワーク集會は、毎年10月に中央労働災害防止協会が開催する「全国産業安全衛生大会」にあわせて開催している。集會では、先ごろ案が取りまとめられた「連合労働災害対策プロジェクトの提言」や「2002年度安全衛生運動方針の考え方」について、安全衛生対策担当者、労災保険参与、労災防止指導員の各分科会に分かれた討論、及びグループ討論形式による討論で検討を行った。

また、1日目には労働科

学研究所の伊藤昭好主任研究員が「労働安全衛生マネジメントシステムの概要と導入事例」と題した記念講演を行った。

新たな取組みにはコストがかかる、負担が大きい、既存の安全衛生活動で十分、労働者の参加が困難などOHSMSの導入に対する困難さとしてよく聞かれる言い分を、誤解に基づくものとして伊藤氏は丁寧な反論を紹介、参加者にはマネジメントシステムの実践がよく分かった講演と評判が高かった。

マネジメントシステムに明らかな、参加型安全衛生活動の広がりという条件の中で、労働組合の役割がより比重を占める現在、連合の労働安全衛生運動に果たす役割はますます大きいといえよう。今後の取組みが注目される。

9月の新聞記事から

9/1 午前1時ごろ、東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル「明星56ビル」で爆発による火災事故があり、ビルの3階4階が全焼、44人が一酸化中毒や火傷で死亡、3人が重軽傷を負った。放火の疑いで新宿署が調査。

9/3 大阪労働局が昨年、労働基準法違反で書類送検した事件が59件に上り、記録のある1964年以降では、過去最多であることが分かった。賃金や退職金の不払いが急増。

9/5 午前8時20分ごろ、神奈川県横須賀市ハイランドで米兵3人がタクシーから降りる際に、釣銭用の現金8000円を奪い、運転手の顔を殴って軽傷を負わせた。

ドイツ政府は国内の原子力発電所の廃棄を目指す法案を閣議決定した。2020年をめどに原子力発電を終わらせる、2005年7月1日以降は使用済み核燃料再処理の外国委託を止める、などの内容。

9/7 弁護士や労働者らでつくる「労働基準オンブズマン」のメンバーが、従業員に超過勤務で、障害を負わせたり、違法な時間外労働をさせたなどとして、大手運送会社を含む7法人の代表を、業務上過失致傷や労働基準法違反などの疑いで、東京地検や大阪労働局に告訴・告発した。

9/10 台風15号の影響で、関西から東海・関東にかけて強い雨。午後4時10分ごろ、群馬県富岡市の上信越自動車道下仁田-松井田妙義インターチェンジ間の下り線で、道路脇の斜面が幅約15メートル、高さ15メートルにわたって崩れ、台風被害の点検をしていた作業員9人が、土砂の下敷きになった。その内2人は死亡、3人が重軽傷、4人は無事だった。また、午後1時40分ごろ、群馬県の万座川で、「ますみ旅館」経営者が温泉のポンプ点検中に鉄砲水で行方不明に。

9/11 米時間の8時45分、ニューヨークの世界貿易センタービル北棟にアメリカン航空11便が突っ込み、続いて9時3分、南棟にユナイテッド航空175便が突っ込んだ。10時に貿易センタービル南棟が倒壊、10時30分に北棟も倒壊した。さらに9時45分、ワシントン郊外バージニア州の米国防総省にアメリカン航空77便が突っ込み、10時10分ユナイテッド航空93便がピッツバーグ郊外に墜落した。航空機はすべて乗っ取られたもので、航空機4機の乗客・乗員計266人の生存は絶望。13日の記者会見で、貿易センタービル崩壊での行方不明者は4763人。

国防総省では、航空機の直撃で、約190人、(陸軍：74人-兵士21人、民間人職員

47人-、海軍：42人-兵士33人、民間人9人-、航空機の乗客乗員：64人)が死亡した。ニューヨーク消防士組合によると世界貿易センタービルの現場に急行した消防士約400人のうち200人と78人の警察官が行方不明。

9/14 海上自衛隊小月教育航空群のT-5練習機が消息を立ち、15日午前7時半過ぎに山口市高畑の霊鷲山の山中に墜落しているのを発見された。乗っていた3人のうち2人は死亡、1人が重傷。

9/17 佼成病院に勤務する小児科医が自殺したのは、過重な労働でうつ病を発病したためだとして、医師の妻が東京・新宿労働基準監督署に遺族補償給付などを求めて労災申請した。医師は、96年4月から始まった24時間勤務の当直制で、月に4、5回の当直をし、99年からは減員のため月に5-7回当直し、また、経営側から小児科の採算性の低さを指摘され精神的負担にもなっていた。その99年8月に病院の屋上から投身自殺。

9/19 昨年1月にくも膜下出血で死亡した大手進学塾講師の母親が、社員への安全配慮義務を怠って過労死させたとして勤務先の「日能研関西」に、慰謝料など1億3000万円の損害賠償を求める裁判を神戸地裁に起こした。今年3月に神戸東労基署が労災認定。

9/21 フランス南西部トゥールーズ近郊の石油化学工場「AZF」で、午前10時15分ごろ、大爆発があり、工員ら少なくとも15人が死亡、約240人が負傷した。

9/22 午前0時ごろ、三重県尾鷲市のJR紀勢線九鬼-大曾根浦駅間にある元行野橋を名古屋方面に進んでいた鉄道保守作業車両の先頭車両1両が脱線し、作業員3人とともに約8メートル下の川に転落した。作業員2人は死亡、1人は重傷を負った。

9/27 午前8時35分ごろ、奈良県天理市の名阪国道大阪行き車線で、渋滞中に大阪市城東区の運送会社「都南運送」のトラックに奈良市の運送会社「富士運輸」の大型トラックが追突、9台の玉突き事故となり、トラックの運転手など4人が軽傷を負った。

9/28 午前9時15分ごろ、大阪府岸和田市の泉州信用金庫しもまつ支店の駐車場で、現金輸送車から現金を同支店に搬入しようとしていた警備会社の警備員や行員男女3人が黒づくめの3人組に襲われ、金づちで殴られるなどしてけが。男達は、ジュラルミンケース2個に入った現金5000万円を奪い、車で逃走した。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super	グレー・ブルー	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
		Relief	-(ウエスト)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文下さい。
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

KOKUSAI

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259